

六甲道駅北地区まちびらき



式典の様子 (雨にも負けずに)

4月2日、六甲道駅北地区では、震災復興土地区画整理事業の完了(換地処分)と、六甲道北公園(面積8千㎡・愛称「六甲風の郷公園」)の完成を祝い、「いま甦る郷(よみがえるさと)そして未来(あす)へ」をテーマに、まちづくり連合協議会の主催による「まちびらき」が行われました。

当日はあいにくの雨天でしたが、老若男女の地元住民多数と市長をはじめ関係者による式典と、舞台や屋台を中心とした盛りだくさんのイベントが行われました。

この事業では、「みんなが安心して暮らせるまち」の再建を目指した同協議会の「まちづくり提案」をもとに、協働のまちづくりを進めてきました。その代表例でもある「六甲風の郷公園」は地域活動の拠点として、すでに利用が始まっている風の家(地域集会所)と併せて一体で利用できるようになりました。公園には、「せせらぎ」、「ビオトープ」、「育苗場」なども設けられています。また、容量100トンの耐震性防火水槽も設置され、仮設トイレなどの備品も用意されており、防災拠点としての役割も担うことになりました。

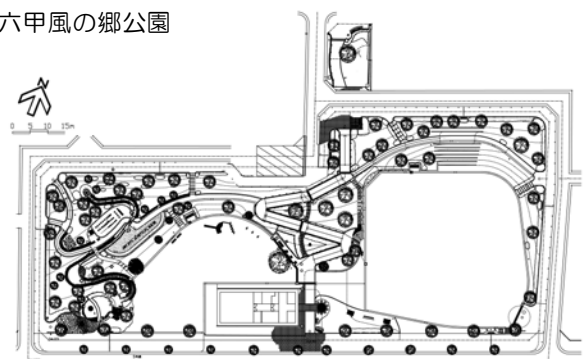
まち開きを終えて、濱田勝彦・同協議会議長は、「みんなの十年の苦労が実ったこのまちを、大切に育てていきたいと決意を新たにしたい」とのことでした。

六甲道駅北地区震災復興土地区画整理事業



- ・ 施行区域: 森後町3丁目、六甲町1~5丁目
永手町5丁目、稗原町1~4丁目
- ・ 事業着手: 平成8年11月6日
- ・ 地区面積: 16.1ha
- ・ 総事業費: 353億円
- ・ 公共施設: 道路 6,452m (花園線、六甲町線等)
ポケットパーク 4箇所
公園 六甲道北公園 8,000㎡
六甲町公園 1,000㎡
森後公園 500㎡

六甲風の郷公園



平面図(上)・現況(下)



(資料提供: 都市計画総局区画整理部地域調整課)

塩屋で「まちづくり協議会」が発足

安全・安心で住みよいまちづくりを目指して

去る4月9日（日）午後2時より、塩屋地域福祉センターにおいて、「塩屋まちづくり推進会」の設立総会が開催されました。

地域住民の方42名の出席のほか市職員とコンサルタントも参加し、まちづくり協議会の設立が承認されました。



設立総会風景

「塩屋まちづくり推進会」の活動範囲は、概ね塩屋小学校区の区域で、面積約200ha、約5,000世帯の広い区域です。（下図参照）



塩屋まちづくり推進会の区域

神戸市では、平成12年度から地域のまちづくりの課題を地元の皆さんと協働で検討し、課題解決を図る取り組みを充実させ、その全市的な展開を始めています。

この塩屋地区においても、平成13年度より地域の関係団体との話し合いが始まりました。そこでは、まず市から当地域の『まちづくりの課題』として「幹線道路・区画道路の不足」「駅周辺の課題」等の説明が行われました。その後、ひきつづき意見交換が行われ、平成14年7月には、地域のより多くの方の意見を集約するため、関係団体の役員さんが中心となり、『塩屋地区まちづくり勉強会』が発足しました。「勉強会」は毎月開催され、「塩屋祭り」では参加者が危険と思う箇所を地図に書き込む調査をするなどの工夫も行われました。後日、指摘された危険箇所を点検する「夜の安全まち点検」も実施され、普段通っている人と、初めて通った人



勉強会風景

は「危険」に対する印象が異なることなども分かりました。また、「通園・通学路ワークショップ」では、子供と大人が共同して、通学路の点検を行い、改善のアイデアを出しあいました。このような活動結果は、ニュース『明日の塩屋をみんなで考えましょう』で住民の皆さんに広報され、まちづくりの課題について相互の理解が深まってきました。



夜のまち点検

こうしてまちづくりのテーマを①幹線道路・通学路の安全性②地域の防犯問題③駅周辺のバリアフリーの3つに絞り、それに沿った活動と、まちづくり協議会に向けての組織化の準備が進められました。

昨年12月には、「まちづくり協議会」の設立準備会が発足し、3月までに9回の準備会が開催され、今回のまちづくり協議会の設立に至りました。

今後、「塩屋まちづくり推進会」では、「誇りを誇って愉（たの）しく住み続けられるまち」をテーマとして、専門家や市・区役所を交え、地域のより多くの人の意見を反映し、まちづくりの検討を深めていく予定です。（資料提供：都市計画総局計画部地域支援室）

“命”を守るファーストブレイク!～命を守るのはあなたです!!

※ ファーストブレイク：速攻

一刻も早く応急手当を!

1人でも多くの命を救うために
～もしあなたの大切な人が倒れたら～

一刻をあらそう応急手当

元気な人が突然心筋こうそくなどで倒れたとき、心室細動という状態が多く見られます。心室細動には、心臓に電気ショックを与える除細動を一刻も早く行うことが必要です。除細動を行うのが一分遅くなるごとに、7～10%ずつ生存できる可能性が減少します。救急車が現場に到着するまでには、電話を受けてから平均で5.7分かかるため、その間の応急手当が非常に大切になります。



心室細動に有効なAED



心臓が停止した人への応急手当には、気道の確保・人工呼吸・心臓マッサージに加えて、自動体外式除細動器（AED: Automated External Defibrillator）の使用が認められました。AEDは一般の人でも簡単に安心して電気ショック（除細動）が行えるように設計されています。

消防局では、AEDを駅舎はじめ多くの人が集まる場所への設置を促し、さらに市民救命士がいる場所には「まちかど救急ステーション」としてその表示（上図）も進めています（4月1日現在144箇所のステーションにAEDが設置されています）。

正しい知識を講習で

4月から、市民救命士講習に、AEDを用いた心肺蘇生法を学ぶコースを設けています。適切な心肺蘇生法をいつでも確実に行えるよう、市民救命士講習を受講し、万一来に備えましょう。また、すでに市民救命士の資格を取得している人は、再講習を受けましょう。

市民救命士講習についてのお問い合わせ

消防局救急救助課

（電話：322-5749 Fax:325-8597）

神戸市防災安全公社

（電話：362-6931 Fax:362-6932）

火災の早期発見を!

すべての住宅に住宅用火災警報器の
設置が義務付けられました!

家庭用火災報知機愛称募集に、
ご応募ありがとうございました
火災をいち早くみつつけ知らせる・
しらすちゃんです!



住宅火災から大切な命を守るため、消防法・神戸市火災予防条例が改正され、平成18年6月1日からすべての住宅に“住宅用火災警報器”の設置が義務付けられました（既存住宅は、この日から5年の猶予期間が設けられています）。

近年、住宅火災による死者が全国的に増加傾向にあります。亡くなられた方のうち、約7割が逃げ遅れによるものです。住宅用火災警報器を設置することで逃げ遅れを減らし、命を守ることが出来ます! 思わぬ火災から大切な「命」を守るために、住宅用火災警報器を設置してください。

【住宅用火災警報器】



火災の「煙」を自動的に感知して、
警報を発する機器です。

神戸市内で実際あった事例

～火災から尊い命を救います～

新年早々、西区の木造住宅のリビングにおいて出火しました。リビングの隣の部屋で高齢者夫婦が就寝中でしたが、「ピーピー」という警報音で夫が目覚め、リビングに行くとならでにソファ付近から炎が上がっていました。妻を起こして、初期消火を試みたのですが、うまくいかず避難を余儀なくされました。

この火災では、住宅の1階の大部分を焼損してしまいましたが、夫婦に負傷はなく無事でした。

“住宅用火災警報器が大切な命を救いました”もし住宅用火災警報器を設置していなかったら…と考えるだけでも恐ろしくなります。

何よりも、まずは火災を発生させないことが一番!ですが、万が一火災が発生した場合に備え、いち早く発見できる体制をとることが、大切です。早期発見が、初期消火や避難を可能にします。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせ

消防局予防課

（電話：325-8510 Fax:325-8525）

市民救命士公衆や住宅向け火災警報器などについてのお問い合わせは最寄の消防署でも受け付けています。

神戸市消防局ホームページ <http://www.city.kobe.jp/cityoffice/48/> もご覧ください

用途地域の見直し素案を作成しました

あーばんとーく4月号でもお知らせしたとおり、神戸市では、用途地域の見直しを進めています。このたび、用途地域の見直し素案を作成しましたので、下記のとおりお知らせします。

○素案を閲覧できます

＜期間＞ 平成18年6月19日（月）～7月10日（月）
 ＜場所＞ 都市計画総局計画部計画課（市役所2号館4階）、各区まちづくり推進課またはまちづくり支援課、北須磨支所、北神出張所、西神中央出張所
 ＜ホームページ＞ <http://www.city.kobe.jp/cityoffice/33/33/>
 ※ホームページでは8月31日（木）まで閲覧できます。

○素案に対するみなさんのご意見をお寄せください。

＜募集期間＞ 平成18年8月31日（木）まで
 ＜提出先＞ 都市計画総局計画部計画課
 郵便:〒650-8570（住所不要） 電話:078-322-5480 Fax:078-322-6095
 E-Mail: toshikeikaku@office.city.kobe.jp

※素案の閲覧期間中に、各役所などに相談所を設けます。日程などの詳細については、広報こうべ6月号または上記ホームページでご確認ください。

まちづくり会館展示のお知らせ

1階オープンギャラリーの展示

期 間	内 容・テ ー マ	主 催 者
5月 1日(月)～30日(火)	“命”を守るファーストブレイク！ （3面記事参照）	神戸市消防局
6月 1日(木)～30日(金)	土砂災害防止月間啓発パネル展	国土交通省六甲砂防工事事務所

地階ギャラリーの予定

5月25日(木)～30日(火)	第4回そらいろの会（油彩水彩他）	そらいろの会
6月 1日(木)～ 6日(火)	神戸パステル画会第17回KP展	神戸パステル画会
6月 8日(木)～13日(火)	神戸高校2回生作品展（絵画等）	神戸高校2回生
6月22日(木)～27日(火)	第7回新樹会水彩画展	新樹会

すまい・まちづくりのご相談は

■すまい・まちづくり人材センター

（こうべまちづくり会館 3F）

電話 078-361-4523 ・FAX 078-361-4546

受付は、午前10時～午後5時（水曜日休館）

※土・日・祝日は、事前にご連絡ください。

自治会活動などのご相談は

■コミュニティ相談センター（まちづくり会館4F）

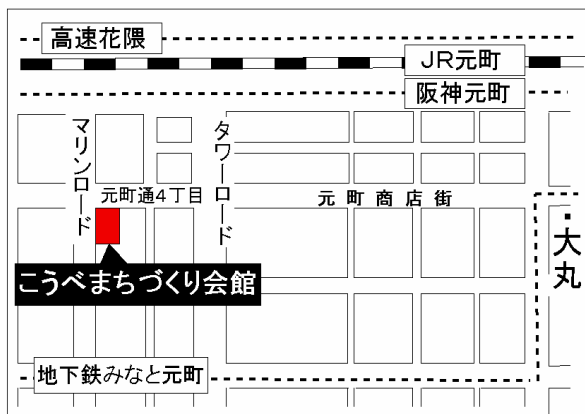
会報等の印刷サービスや自治会の運営等の相談

（インストラクター派遣など）

電話・FAX 078-361-4565

受付:午前10時～午後6時（水曜日休館）

ただし印刷は、5時まで



最寄駅

地下鉄海岸線みなと元町駅西口から1分

高速花隈駅東口から3分

高速西元町駅東口から5分

JR・阪神元町駅西口から8分